

## 別紙8 富士市自家用電気工作物保安規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、富士市における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、市が管理する電気工作物（別表1の施設による。）及び営繕工事、取得等により、新たに市有財産に属することとなる電気工作物について適用する。

2 みなし設置者を立てた施設は、第3条、第4条及び第7条を適用するものとし、その他の必要な事項については、みなし設置者が別に定める。

### (用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置者 市長をいう。
- (2) 主任技術者 法第43条第1項の規定に基づき選任された電気主任技術者をいう。
- (3) 代務者 主任技術者の職務を補佐する者をいう。
- (4) 施設管理者 別表1の施設管理者をいう。
- (5) 従事者 電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務に従事する者をいう。
- (6) 連絡責任者 従事者の内、電気工作物の保安について、主任技術者と連絡をする者をいう。
- (7) みなし設置者 設置者に代わり、個々の協定等に基づき、維持・管理の主体である者で、当該電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者をいう。

### (保安管理組織)

第4条 この規程による保安管理業務は、財政部資産経営課で所掌する。

- 2 保安管理における管理体制を施設毎に定めるものとする。
- 3 保安管理における連絡体制を施設毎に定めるものとする。
- 4 資産経営課長は、施設管理者に対し、保安業務に関する資料の提出又は報告、及びその他保安上必要な措置をとるべきことを求めることができる。

### (主任技術者の選任及び解任)

第5条 主任技術者は、法に基づく有資格者のうちから市長が任命する。ただし、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく外部委託制度を用いた場合は、受託者より指名されたものを市長が選任する。

2 設置者は、主任技術者が次の各号に該当する場合に解任することができる。

- (1) 退職するとき
- (2) 人事異動、派遣等により解任の必要が生じたとき
- (3) 心身の療養等の理由により、長期職務から離れるとき
- (4) 刑事訴訟により起訴されたとき
- (5) 法令又はこの規程に違反したとき。又は職務を怠り保安の管理上不相当と認められたとき

3 主任技術者は前項に該当しない場合は、その意に反して解任されないものとする。

#### (代務者の条件)

第6条 主任技術者は不在となることを想定し、あらかじめ代務者を定めるものとする。

2 代務者の必要資格は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）に準ずる。

#### (設置者の職務)

第7条 設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を統括管理する。

2 設置者は、電気工作物の保安に関する事項については、主任技術者の意見を求め、これを尊重しなければならない。

3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が、電気工作物の保安に関係ある場合、主任技術者と協議の上、作成するものとする。

4 みなし設置者は、保安規程及び官公庁への届出を設置者へ報告しなければならない。

5 みなし設置者は、必要に応じ設置者と連絡を密とり、電気工作物の保安に努めなければならない。

#### (主任技術者の職務)

第8条 主任技術者の職務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物の保安に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 災害対策に関すること。
- (6) 点検機材の整備に関すること。

2 主任技術者はこの規程の別に定めがあるものを除くほか、次の権限を有する。

- (1) 電気工作物の保安に関し、施設管理者に意見を述べ、又は助言すること。
- (2) 電気工作物の保安に従事する者に対し、電気工作物の保安のために必要な指示をすること。
- (3) 法令に基づいて主務官庁が行う検査に立ち会うこと。
- (4) 法令に基づいて主務官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合、その書類の作成に参画すること。

#### (代務者の職務)

第9条 代務者は、主任技術者を補佐し、次に定める職務を遂行するものとする。

- (1) 担任する電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安業務の監督
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安上必要な場合における主任技術者に対する具体的な措置等についての助言、協力又は意見の具申
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための計画の作成への参画

2 主任技術者に事故があるとき、又は欠けたときは、代務者がその職務を代行するものとする。

#### (保安業務の委託)

第10条 設置者は、第8条から第9条での業務を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項、第52条の2及び第53条第3項に規定する電気保安法人又は電気管理技術者にこれを委託できるものとする。

#### (施設管理者の職務)

- 第11条 施設管理者は、保安管理の責任者として、この規程の定めるところにより、その管理に属する電気工作物の工事、維持及び運用に関して、主任技術者の指示に従い、保安に必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設管理者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関して、緊急時における連絡すべき事項及び連絡の方法を掲示するとともに施設職員に周知徹底させるものとする。
  - 3 施設管理者は、その施設を所管する所属長へ点検結果を報告しなければならない。ただし、所属長が施設管理者を兼ねる場合は、省略できるものとする。
  - 4 主任技術者の職務遂行のため、便宜を図ること。

#### (従事者の職務)

- 第12条 従事者は、電気主任技術者が電気工作物の保安のために行う指示に従わなければならない。
- 2 従事者は、主任技術者と協議の上、対象の電気工作物の工事を実行すること。
  - 3 電気工作物の異常を発見した際には、連絡責任者を通じ、主任技術者及び施設管理者へ報告しなければならない。連絡責任者が不在の場合は、代理の者を立て、連絡することができる。

#### (保安責任の範囲)

第13条 第7条から前条までに掲げる者は、法令及びこの規程に従い、その職務を誠実に遂行するとともに、その責任の範囲を明確にしておかななければならない。

#### (工事の計画)

- 第14条 施設管理者は、電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止をいう。）の工事計画を立案するときは、その保安に関しあらかじめ主任技術者の意見を求めなければならない。
- 2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ管理責任者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

#### (工事の実施)

第15条 主任技術者は、工事完了後これを検査し、その結果を設置者に報告しなければならない。

#### (保安のための巡視等)

- 第16条 主任技術者は、電気工作物の保安のため、巡視、点検及び測定を別表4に定める基準により行なわなければならない。
- 2 主任技術者は、工事中の電気工作物の巡視を週1回行うものとする。
  - 3 主任技術者は、前項の巡視、点検及び測定に関し、年間実施計画を作成し、設置者の承認をうけて、これを実施しなければならない。

### (保安のための巡視等の特例)

第16条の2 別表4の2. 発電設備に対する電気工作物の保安のための点検及び測定を専門の事業者に委託する場合は、前条の定めによらず、別に基準を定めることができる。

### (保安の措置)

第17条 主任技術者は、前条第1項の巡視、点検及び測定の結果、法令等に定める基準に違反し、又は保安管理上危険があることが判明した場合は、施設管理者又は工事監督者に対し、当該電気工作物を修繕、改造、移転又は、その使用を一時停止し制限するなどの措置を指示しなければならない。

2 主任技術者は、前項の規定にかかわらず、緊急に措置する必要があると認めるときは、自らその措置を講じ施設管理者に報告しなければならない。

### (法定自主検査)

第18条 施設管理者は、法令に基づく使用前自己確認に関して、主任技術者の指導及び監督の下に必要な検査要員を配置し、実施しなければならない。

2 施設管理者又は従事者は、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存しなければならない。

### (運転又は操作)

第19条 施設管理者は、主任技術者の指導を受け、次の各号について電気工作物の運転及び操作の基準を定めるものとする。

- (1) 平常時及び異常時における電気工作物の運転方法及び操作順序並びに連絡方法
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告及び連絡要領
- (3) 電力供給会社との連絡事項

### (責任の分界点)

第20条 電気工作物に関する保安上の責任分界点は、設置者が電力供給会社と締結した電気需要契約書中の送電上の責任分界点とする。

### (需要設備の構内)

第21条 需要設備の構内は、設置者が別に定める。

### (保安)

第22条 施設管理者は次に掲げる記録、資料を作成、保存するとともに、必要に応じて主任技術者に提示するものとする。

- (1) 運転日誌
- (2) 日常巡視点検
- (3) 工事の設計図、仕様書、取扱説明書等

2 主任技術者は、次に掲げる電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る記録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 保守工事記録
- (2) 保守工事報告書
- (3) 巡視点検測定記録
- (4) 電気事故記録

#### (保安教育及び訓練)

第23条 施設管理者は、従事者に対し、保安に関する必要な教育及び電気事故又は非常災害が発生した場合の措置に備えて適宜必要な指導訓練を主任技術者の参画の基に、計画的に行なわなければならない。

#### (防災対策)

第24条 施設管理者は、非常災害に際してその管理する電気工作物に関する保安を確保するため、主任技術者の指導を受けて、防災体制を整備しておかななければならない。

- 2 施設管理者又は工事監督者は、非常災害が発生した場合には直ちに主任技術者に連絡し、保安の確保について、指示を受けなければならない。
- 3 主任技術者は、非常災害発生により電気工作物の保安上、危険と認められるときは、必要な範囲の配電を停止し、又は施設管理者及び工事監督者に対して、その停止を指示できるものとする。
- 4 非常災害発生時において電力供給会社と連絡が取れない場合には、連絡が取れるまでの間、系統連系を行わないものとする。

#### (事故の発生防止)

第25条 施設管理者又は工事監督者は、事故又は異状の発生するおそれがある場合は、直ちに主任技術者に連絡し、必要な検査又は指示を受け、その防止の措置を講じなければならない。

#### (危険の表示)

第26条 施設管理者又は工事監督者は、受電室(所)その他高圧電気工作物が設置されている場所等で、危険のおそれのあるところについて、その旨を表示しなければならない。

#### (測定器具類の整備)

第27条 主任技術者は、電気工作物の保安上、必要な測定器具を適正に整備及び保管しておかななければならない。

#### (委任)

第28条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、設置者が定める。

#### (改定)

第29条 この規程を改定する場合は、主任技術者の意見を尊重し、行わなければならない。

#### (附則)

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程は令和4年4月1日より改訂施行する。

この規程は令和5年4月1日より改訂施行する。

この規程は令和5年12月1日より改訂施行する。

この規程は令和6年4月1日より改訂施行する。

この規程は令和6年7月1日より改訂施行する。

この規程は令和6年12月24日より改訂施行する。

この規程は令和7年1月1日より改訂施行する。

この規程は令和7年3月31日より改訂施行する。

この規程は令和7年4月10日より改訂施行する。

この規程は令和7年7月22日より改訂施行する。

この規程は令和7年10月1日より改訂施行する。

この規程は令和8年4月1日より改訂施行する。

別表 1 施設及び施設管理者

施設	施設管理者
富士市役所	資産経営課長
富士市斎場	市民課長
まちづくりセンター（別表 3 による）	まちづくり課長
富士川ふれあいホール	指定管理者による
富士市交流プラザ	指定管理者による
総合運動公園	指定管理者による
富士総合運動公園野球場	指定管理者による
富士市立富士体育館	指定管理者による
富士市立富士川体育館	指定管理者による
富士市総合体育館	管理者による
砂山公園プール	文化スポーツ課
富士市文化会館	指定管理者による
社会福祉センター田子浦荘	指定管理者による
社会福祉センター東部市民プラザ	指定管理者による
社会福祉センター鷹岡市民プラザ	指定管理者による
富士市福祉キャンパス	指定管理者による
松野こども園	保育幼稚園課長
広見保育園	保育幼稚園課長
富士市立こども発達センター	所長
富士市救急医療センター	指定管理者による
フィランセ	健康政策課長
看護専門学校	事務長
旧株式会社南富士カントリー倶楽部	産業政策課長
富士市高齢者就業センター	商業労政課長
岳南富士地方卸売市場	管理者による
富士市産業交流展示場	指定管理者による
「道の駅」富士川楽座	指定管理者による
アスティ新富士	管理者による
「道の駅」富士	交流観光課長
三新田排水機場	農政課長
昭和放水路排水機場	農政課長
江尾江川地区西側排水機場	農政課長

施設	施設管理者
江尾江川地区西船津排水機場	農政課長
大淵公園	みどりの課長
中央公園	指定管理者による
岩本山公園	指定管理者による
沖田排水機場	河川課長
鈴川排水機場	河川課長
香西排水機場	河川課長
富士市中央消防署吉永分署	消防総務課長
富士市中央消防署富士見台分署	消防総務課長
富士市中央消防署大淵分署	消防総務課長
富士市中央消防署臨港分署	消防総務課長
西消防署	消防総務課長
西消防署富士川分署	消防総務課長
小中学校（別表 2 による）	校長
富士市立吉原東中学校	学校管理課長
富士市富士川学校給食センター	学務課長
富士市教育プラザ	社会教育課長
富士市立少年自然の家	指定管理者による
富士市立中央図書館	館長
富士市立中央図書館分館	館長
富士市立博物館	文化財課長
富士市立高等学校	校長

別表 2 小学校・中学校

小学校	中学校
富士市立鷹岡小学校	富士市立富士南中学校
富士市立富士第二小学校	富士市立鷹岡中学校
富士市立田子浦小学校	富士市立須津中学校
富士市立富士第一小学校	富士市立吉原第一中学校
富士市立須津小学校	富士市立吉原第二中学校
富士市立原田小学校	富士市立吉原第三中学校
富士市立伝法小学校	富士市立元吉原中学校
富士市立吉原小学校	富士市立大淵中学校
富士市立元吉原小学校	富士市立岩松中学校
富士市立広見小学校	富士市立田子浦中学校
富士市立今泉小学校	富士市立岳陽中学校
富士市立大淵第一小学校	富士市立吉原北中学校
富士市立吉永第一小学校	富士市立富士中学校

小学校	中学校
富士市立丘小学校	富士市立富士川第一中学校
富士市立岩松小学校	富士市立富士川第二中学校
富士市立富士見台小学校	
富士市立南小学校	
富士市立東小学校	
富士市立天間小学校	
富士市立神戸小学校	
富士市立吉永第二小学校	
富士市立岩松北小学校	
富士市立富士中央小学校	
富士市立青葉台小学校	
富士市立富士川第一小学校	

### 別表 3 まちづくりセンター

富士市鷹岡まちづくりセンター
富士市吉原まちづくりセンター
富士市富士駅北まちづくりセンター
富士市吉永まちづくりセンター
富士市富士見台まちづくりセンター
富士市神戸まちづくりセンター
富士市富士駅南まちづくりセンター
富士市岩松北まちづくりセンター
富士市今泉まちづくりセンター
富士市青葉台まちづくりセンター
富士市富士北まちづくりセンター
富士市田子浦まちづくりセンター
富士市丘まちづくりセンター
富士市伝法まちづくりセンター
富士市富士南まちづくりセンター
富士市富士川まちづくりセンター
富士市松野まちづくりセンター

別表 4 点検項目

1. 需要設備

対象設備		月次点検			年次点検	
		種類及其内容			種類及其内容	
		外観点検	測定		外観点検	測定
引込関係	引込線路	電線及び支持物	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、ハンドホール・マンホールの浸水	絶縁抵抗測定
		ケーブル	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉器指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉器指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、開閉操作確認、表示確認	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験	
	高圧キャビネット	ピラディスクン・モールドディスクン	汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ、接続部のゆるみ、接触子の接触状態確認、接地線の接続部のゆるみ、開閉操作確認	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
地中線用GR付開閉器		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験	

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
高圧受電設備	零相変流器	零相変流器	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、二次配線接続部のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	
	断路器	断路器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、接触子の接触状態の確認、操作機構部の動作状態確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	負荷開閉器	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、接地線の腐食・断線・外れ、接触子の接触状態の確認、操作機構部の動作状態確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と負荷開閉器の連動動作試験
	遮断器	遮断器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 絶縁油試験 ※2 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	計器用変成器	計器用変成器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、二次配線接続部のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
高圧受電設備	高圧カッタウト	高圧カッタウト	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所ゆるみ 接触子の接触状態の確認	絶縁抵抗測定
	変圧器	変圧器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、接地線の腐食・断線・外れ過熱の有無 ※1	B種接地線 漏洩電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所ゆるみ、内部確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 ※2
	進相用コンデンサ・直列リアクトル	進相用コンデンサ・直列リアクトル	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、ふくらみ、接地線の腐食・断線・外れ過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、ふくらみ、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所ゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 絶縁油試験 ※2
	避雷器	避雷器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所ゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定
	高圧母線等	高圧母線等	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色 過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所ゆるみ	絶縁抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
高圧受・配電盤	受・配電盤	受・配電盤	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態	電圧測定 負荷電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	接地装置	接地装置	接地線の腐食・断線・外れ		接地線の腐食・断線・外れ	接地抵抗測定
構造物等・配電設備	構造物等	受電所建物・キュービクル等	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、保護柵の状態、周囲状況、消火設備の状態、標識・表示の状態		腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無、鍵の状態、照明設備の点灯状態、消火設備の状態、標識・表示状態	
	配電設備	配電設備	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、ハンドホール・マンホールの浸水	絶縁抵抗測定
負荷設備	低圧機器	低圧機器	汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
負荷設備	低圧配線・制御配線	低圧配線・制御配線	異音、異臭、変色		異音、異臭、変色 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
	開閉器	開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色 接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
	配線用遮断器・漏電遮断器	配線用遮断器・漏電遮断器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定
その他	絶縁監視装置	絶縁監視装置	損傷、警報レベルの確認、発信・記録装置の点検		損傷、警報レベルの確認、発信・記録装置の点検、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	警報電流試験 発信装置試験
	P C 使用機器	P C 使用機器	使用・保管の表示、漏油		使用・保管の表示、漏油	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	原動機及び付属装置	起動・停止の状態 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営巣、振動、計器の指示状態		起動・停止の状態 汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営巣、振動、計器の指示状態	保護継電器動作特性試験

対象設備			月次点検		年次点検	
			種類及其の内容		種類及其の内容	
			外観点検	測定	外観点検	測定
非常用予備発電装置	発電機及び励磁装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ、電圧、回転数等の計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ、電圧、回転数等の計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	
	遮断器・開閉器・配電盤・制御装置等	各機器の点検箇所に準ずる		各機器の点検箇所に準ずる	保護継電器動作特性試験 インターロック試験	
蓄電池設備	蓄電池	汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、触媒栓の有効期限確認	比重測定 液温測定 均等充電 電池電圧測定	
	充電装置及び付属装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ 接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	

## 2. 発電設備

対象設備			月次点検		年次点検	
			外観点検	測定	外観点検	測定
内 燃 力 発 電 所	原 動 設 備	原動機	燃料、潤滑油及び冷却水系統漏れ 計器の指示状態 異音、振動 過熱の有無※1	異常時のみ 回転測定 振動測定 騒音測定	燃料、潤滑油及び冷却水系統漏れ 計器の指示状態 異音、振動	
	発 電 設 備	発電機	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
	始 動 用 設 備 等	始動装置等	始動装置点検 蓄電池の液面点検 冷却水系統の点検 計器の指示状態		始動装置点検 蓄電池の液面点検 冷却水系統の点検 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 比重測定 蓄電池電圧測定
	配 電 盤	配電盤	表示灯の異常 操作、切替開閉器などの異常 計器の指示状態 接触・接続部の過熱の有無※1	電圧 電流	表示灯の異常 操作、切替開閉器などの異常 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験 シーケンス試験
燃 料 電 池 発 電 所	燃 料 電 池 発 電 設 備	燃料電池発電機	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験
太 陽 電 池 発 電 所	太 陽 電 池 発 電 設 備	太陽電池アレイ	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定

対象設備			月次点検		年次点検	
			外観点検	測定	外観点検	測定
太陽電池発電所	太陽電池発電設備	接続箱及び集電箱	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ	接地抵抗測定
		パワーコンディショナ	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定（交流回路のみ） 表示部の動作確認
風力発電所	風力発電設備	発電装置（風車）	汚損、腐食、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態 過熱の有無※1		汚損、腐食、異音、異臭、変形、振動 接地線の腐食・断線・外れ 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 保護継電器動作特性試験
付帯設備	付帯設備	系統連系保護装置	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態	単独運転検出機能等の確認
		充電器	異音、異臭、振動 計器の指示状態 過熱の有無※1		異音、異臭、振動 計器の指示状態	接地抵抗測定 絶縁抵抗測定
		整流器・インバータ	異音、異臭、振動 計器の指示状態 過熱の有無※1		異音、異臭、振動 計器の指示状態	接地抵抗測定
		蓄電池	汚損、腐食、損傷、変家、液量、固定、漏液 計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液 計器の指示状態	比重測定 液温測定 電池電圧測定
		支持工作物	汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態		汚損、腐食、損傷、変形、発錆及び取付状態	

対象設備			月次点検		年次点検	
			外観点検	測定	外観点検	測定
付帯設備	構造物等	発電設備建築物・キュービクル等	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無 鍵の状態 照明設備の点灯状態、保護柵の状態、周囲状況 消火設備の状態 標識・表示の状態		腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪侵入、小動物の侵入の有無 鍵の状態 照明設備の点灯状態、消火設備の状態 標識・表示の状態	

※ 1 外観点検で異常と疑わしい場合に温度を測定する。

※ 2 必要に応じて実施する。

# 富士市保安管理体制





